

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定案に関する意見の概要とそれに対する考え方

ご意見等の概要	対応方針
<p>拡大指定区域におけるコナラ等を主体とする二次林の萌芽更新や維持管理のために、行政による巨大木の伐採、地域の市民団体が行う維持管理等への活動支援に取り組むべき。また、横浜市側の市民の森のように、鎌倉市側においても市民団体等による樹林の維持保全活動を行うシステムを導入してほしい。</p>	<p>拡大指定区域において、二次林の萌芽更新など樹林の管理的な保全が重要であると認識しています。</p> <p>近郊緑地保全区域に指定されれば、首都圏近郊緑地保全法に基づいて地方公共団体等と土地所有者が管理協定を締結することにより、地方公共団体が土地所有者に代わって緑地の管理を行うことができる制度が活用できます。</p> <p>また、横浜市側においては、土地所有者と横浜市が契約を結び、当該緑地の維持保全等について、市民との協働により行う「市民の森」制度がありますが、鎌倉市においても、市民団体との連携を視野に入れ、将来的には土地所有者との管理協定を行うこと等の取組を検討することについて、「緑の基本計画」(平成18年7月)に記載しています。</p>
<p>横浜市桂台から鎌倉湖へ抜ける尾根道の整備をしてほしい。</p>	<p>拡大指定区域の大部分は私有地であることから、今後は土地所有者の合意が得られる場合には、ルート設定を含めた散策路その他の活用施設の整備計画について、学識経験者や市民団体等の意見を踏まえつつ、神奈川県、横浜市及び鎌倉市において検討が進められることとなります。</p>
<p>横浜市「瀬上市民の森」(近郊緑地保全区域内)に隣接する東上郷町の緑地については、横浜市に対して開発許可の申請が出されているが、良好な自然環境が形成されていること等から、この土地についても近郊緑地保全区域への拡大指定を望む。</p>	<p>今回の拡大指定に当たっては、当該緑地保全の広域的な意義、地域における緑地保全の方向性等に関して、平成16年に策定した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」や「第8回首都圏整備分科会」での検討結果を基に、関係地方公共団体とともに整理し、関係地方公共団体を通じて地権者の意向等を把握しつつ、数年に渡り検討を行った結果として区域案を作成いたしました。</p> <p>ご意見については、今後の近郊緑地保全区域指定の候補地選定に際しての参考とさせていただきます。</p>

<p>円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の中の通称「ひょうたん池」周辺の地域は、自然環境が保全され、オオタカ・ホトケドジョウなど希少生物が生息していることから特別緑地保全地区に指定することを提案する。</p>	<p>近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内で枢要な緑地を構成する土地を、県又は政令市が都市計画に定めることができるものです。今回の指定案は近郊緑地保全区域の拡大指定に関するものであり、特別緑地保全地区の指定を検討するものではありません。本拡大指定区域における特別緑地保全地区の指定については、神奈川県又は横浜市における今後の検討課題となります。</p>
<p>その他緑地保全制度への意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地保全区域の指定による、地域住民にとっての具体的なメリットを明確に説明するべきではないか。 ・緑地保全に関する国民の理解を得るため、緑地のメリットを定量化、金銭価値化する等の技術開発が必要ではないか。 ・緑地保全に係る税の減免、目的税の導入、維持費の支援等税制・財政面での抜本的な制度の見直しが必要ではないか。 	<p>近郊緑地保全区域の指定を推進するための技術開発、制度の拡充等については、今後の課題として検討して参ります。</p> <p>なお、首都圏近郊緑地保全法に関連する税の優遇策としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全区域において地方公共団体と土地所有者が管理協定を締結し、地方公共団体へ無償貸付けをした場合における固定資産税の非課税 ・保全区域内の土地が近郊緑地特別保全地区に指定された場合における相続税の8割減免 <p>があります。さらに、地方自治体によっては、区域内の土地所有者に独自の支援等を行っている場合があります。</p>